

第3 令和6年度（2024年度）道立高等学校推薦入学者選抜実施要項

（令和5年（2023年）9月29日教育長決定）

この要項は、令和6年度（2024年度）の道立高等学校（連携型中高一貫教育を実施している道立高等学校及び北海道有朋高等学校を除く。）の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 対 象 学 科

(1) 全日制の課程の普通教育を主とする学科

ア 北海道札幌国際情報高等学校の普通科において実施する。

出願できる者の範囲は、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号。以下「通学区域規則」という。）の別表に定める石狩学区の通学区域に保護者等の住所の存する者及び帰国子女等とする。

なお、「帰国子女等」とは、帰国子女（日本国籍を有する子女で、海外在留者に同伴して、引き続き1年を超える期間海外に在留し、帰国後3年未満の生徒をいう。）及びこれに準じる者と高等学校長が認める者をいう。

イ 単位制による普通教育を主とする学科において実施する。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区の通学区域に保護者等の住所の存する者とする。

ウ その他の普通教育を主とする学科において実施することができる。

出願できる者の範囲は、通学区域規則の別表に定める当該高等学校の学区の通学区域に保護者等の住所の存する者とする。

(2) 全日制の課程のその他の学科

ア 専門教育を主とする学科において実施する。

イ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科において実施する。

【留意事項】

令和6年（2024年）4月1日現在、道立高等学校の全日制の課程の第1学年において設置される学科は次のとおりとなる予定である。

1 普通教育を主とする学科

普通、地域探究及び文理探究の各学科

2 専門教育を主とする学科

農業に関する学科

農業、農業科学、園芸、園芸科学、園芸デザイン、園芸福祉、畜産科学、酪農科学、酪農経営、食品科学、農業土木工学、環境造園、森林科学、生活科学、生産科学、農業・生活及び未来農業の各学科

工業に関する学科

機械、機械電気システム、電子機械、電気、電気システム、電気情報工学、電気・建築、情報技術、建築、土木、建設、建設システム、環境土木、工業化学、環境化学及び理数工学の各学科

商業に関する学科

商業、総合ビジネス、グローバルビジネス、流通経済、流通ビジネス、流通マネジメント、国際経済、国際流通、国際ビジネス、会計、会計ビジネス、情報処理、情報ビジネス、事務情報、情報会計マネジメント、地域産業ビジネス、会計マネジメント及び情報マネジメントの各学科

- 水産に関する学科
 - 海洋漁業、海洋技術、水産食品、品質管理流通、栽培漁業、機関工学、情報通信及び海洋資源の各学科
 - 家庭に関する学科
 - 家政及び生活デザインの各学科
 - 看護に関する学科
 - 衛生看護科
 - 福祉に関する学科
 - 福祉科
 - 理数に関する学科
 - 理数及び理数探究の各学科
 - 体育に関する学科
 - 体育科
 - 外国語に関する学科
 - 国際文化及び国際教養の各学科
- 3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科
総合学科

(3) 定時制の課程

全ての学科において実施することができる。

2 推薦による入学者の範囲

(1) 全日制の課程

- ア 農業に関する学科及び水産に関する学科においては、募集人員の50～90%程度の範囲の数において高等学校長が定める。
- イ 普通教育を主とする学科においては、募集人員の10～40%程度の範囲の数において高等学校長が定める。
- ウ その他の学科においては、募集人員の30～50%程度の範囲の数において高等学校長が定める。

(2) 定時制の課程

募集人員の30%程度の数とする。

3 出 願 資 格

(1) 全日制の課程

次の各号に該当する者とする。

- ア 令和6年（2024年）3月末日までに道内の中学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者（公立夜間中学（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第14条に規定する学校。以下「夜間中学」という。）を卒業する見込みの者を含む。）
- イ 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であるもの
- ウ 当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

【留意事項】

- 1 道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「一般要項」という。）、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

2 令和6年(2024年)3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者は、北海道札幌国際情報高等学校に出願することができる。

(2) 定時制の課程

次の各号に該当する者とする。

- ア 令和6年(2024年)3月末日までに道内の中学校を卒業した者又は卒業する見込みの者(夜間中学を卒業する見込みの者を含む。)
- イ 出願先高等学校のスクール・ポリシーを理解し、自らを各学校が示す「入学者の受入れに関する方針」に合うと考えている者で、出願する動機及び理由が明確であり、自主的に学習できる強い意思を有するもの
- ウ 普通教育を主とする学科においては、特定分野などに対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者
普通教育を主とする学科以外の学科においては、当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有する者

4 出 願 の 受 付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和6年1月19日(金)～令和6年1月24日(水) (日曜日及び土曜日を除く。)	9:00～16:30 (24日は12:00までとする。)

【留意事項】

入学願書等の配布については、出願先の高等学校において、令和5年(2023年)12月8日(金)から行うこと。

5 出 願 の 手 続

(1) 出願できる学科

ア 全日制の課程

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科又は水産に関する学科への出願にあっては、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める第3志望により出願することはできない。

【留意事項】

この要項における全日制の課程の大学科とは次の学科を指す。
普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、福祉に関する学科、理数に関する学科、体育に関する学科、外国語に関する学科及び総合学科

推薦要項

イ 定時制の課程

出願できる学科は、一の高等学校の一の学科に限るものとする。ただし、出願しようとする高等学校に置かれている同一課程の同一大学科内の他の学科がこの要項の対象学科となっているときは、そのうちの一の学科を第2志望とすることができる。

なお、一般要項の「4 出願できる学科」の(2)に定める第3志望により出願することはできない。

【留意事項】

この要項における定時制の課程の大学科とは次の学科を指す。
普通教育を主とする学科、農業に関する学科、工業に関する学科及び商業に関する学科

(2) 出願書類の提出及び受付

ア 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。ただし、定時制の課程において、令和6年（2024年）3月31日に満18歳以上の者（平成18年（2006年）4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。）（夜間中学を卒業見込みの者を除く。以下同じ。）が出願する場合は、次の(ア)～(キ)の書類に出願資格が分かる書類を添付して、直接出願先の高等学校長に提出すること。

【留意事項】

- 1 成人の出願資格が分かる書類については、卒業証明書又は卒業証書の写し等、出願先の高等学校長が出願資格があると判断できるものであること。
- 2 夜間中学を卒業見込みの者は、現に在学する中学校長を経由して、出願先の高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）第15条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式）

【留意事項】

- 1 入学願書の作成
入学願書用紙及び写真台紙・受検票用紙は、学校教育局学力向上推進課において作成する。
なお、入学願書と写真台紙・受検票は切り離さないこと。
- 2 入学願書の記載方法
 - (1) 「※受検番号」の欄の左余白に(推)と朱書すること。
 - (2) 「出願学科」の欄には、志望する学科名を記入すること。
ただし、「第3志望」の欄に斜線を引くとともに、第2志望を希望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。

(イ) 入学検定料

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）に定める金額の北海道収入証紙を入学願書に貼り付けること。

(ウ) 写真台紙（一般要項の別記様式1による。）

(エ) 受検票

(オ) 自己推薦書（全日制課程受検者用（別記様式1）又は定時制課程受検者用（別記様式4））

(カ) 農業自営予定者説明書（別記様式2）

全日制の課程における農業に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。

(キ) 漁業自営予定者説明書（別記様式3）

全日制の課程における水産に関する学科の出願者で、将来、自家経営に従事することを希望するものに限り提出すること。

【留意事項】

(オ)～(キ)の用紙は、出願者本人が学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、次の書類を出願先高等学校長に提出すること。ただし、定時制の課程において、成人が出願する場合は、中学校長を経由せず、直接本人が提出すること。

(ア) 出願者一覧表（一般要項の別記様式2による。）

(イ) 健康診断書（全日制課程における体育科の出願者のみ提出すること。）

(ウ) 個人調査書（一般要項の別記様式3による。令和6年（2024年）2月6日（火）正午までに提出すること。）

【留意事項】

- 1 (ア)及び(ウ)の用紙は、中学校において作成すること。
- 2 (ア)及び(イ)は、出願時に一括して提出すること。
- 3 定時制の課程において、中学校卒業後5年を経過した出願者については、(ウ)の作成を要しない。
- 4 個人調査書の記載については、一般要項の別記様式3の「備考 個人調査書の記入について」（34ページ）によること。

ウ 高等学校長の手続

(ア) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときは、速やかに入学願書受付票（一般要項の別記様式4による。）を当該中学校長に交付すること。

(イ) 高等学校長は、令和6年（2024年）1月29日（月）までに受検票を当該中学校長を経由して出願者に交付すること。

【留意事項】

受検票を当該中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

(ウ) 高等学校長は、受け付けた出願者の状況を入学願書受付簿（一般要項の別記様式5による。）に記入すること。

6 出願状況の発表

出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	1月26日（金）	10：00	学力向上推進課ウェブページ

7 出 願 変 更

推薦入学においては、出願変更は認めない。

8 面接等

面接等は、令和6年（2024年）2月13日（火）に行うこと。

(1) 面接等の会場

面接等の会場は、原則として、出願先の高等学校とする。

(2) 面接

面接は、高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、高等学校長は、面接の時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

(3) 英語の聞き取りテスト等

全日制の課程において、高等学校長は、学科ごとに出願者の全員について、英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を行うことができる。

なお、高等学校長は、英語の聞き取りテスト等を行う場合は、その時間等について、あらかじめ中学校長に通知すること。

【留意事項】

- 1 面接等の実施日の登校時間は、あらかじめ中学校長を経由して出願者に連絡しておくこと。
- 2 特別の事情により所定の日時に面接等を受けることができない者は、中学校長を経由して出願先の高等学校長にその旨を申し出て、面接等の期日の延期を願い出ることができる。
- 3 高等学校長は、面接等終了後、受検票を回収すること。
- 4 面接等の期日の延期を行ってもなお受検できない出願者がいる場合、当該高等学校長は、再出願について学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

9 選抜の方法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 出願者から提出された自己推薦書、農業自営予定者説明書や漁業自営予定者説明書
- (2) 中学校長から提出された個人調査書、健康診断書
- (3) 面接の結果
- (4) 英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文から一又は複数を実施した場合は、その結果

10 合格内定者の通知及び入学の確約

- (1) 高等学校長は、合格内定者に、令和6年（2024年）2月20日（火）までに中学校長を経由して合格内定通知書（別記様式5）を交付するとともに、出願者一覧表等を用いて、中学校長に対し、当該中学校からの出願者についての合格内定者及び合格内定とならなかった者の氏名を通知すること。

【留意事項】

上記書類を中学校長に郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

- (2) 中学校長は、合格内定通知書の交付を受けた者に対し、入学確約書（別記様式6）を提出させ、その入学確約書を令和6年（2024年）2月21日（水）から2月26日（月）午後4時までの間に、出願先高等学校長に送付すること。

【留意事項】

- 1 入学確約書用紙は、出願者本人が学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードした上で、必要事項を入力又は記入し作成すること。
- 2 中学校長は、合格内定通知を受けた者に対し、入学確約書の提出の意思の有無を確認した上、提出する意思のない者については、その氏名及び理由を令和6年（2024年）2月26日（月）午後4時までに電話で高等学校長に報告すること。

11 合格内定者数の発表

合格内定者数の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	2月20日（火）	10：00	学力向上推進課ウェブページ

12 再 出 願

- (1) 合格内定とならなかった者については、当初出願した課程・学科と関わりなく、一般要項の「4 出願できる学科」により、再出願を認める。ただし、面接を欠席した者及び合格内定後入学確約書を提出しなかった者は再出願を認めない。
- (2) 再出願の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和6年2月21日（水）～令和6年2月26日（月） （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	9：00～16：30 （26日は16：00までとする。）

- (3) 出願者の手続
再出願しようとする者は、再出願願（別記様式9）を中学校長を経由して、当初出願した高等学校長に提出すること。
- (4) 高等学校長の手続
 - ア 再出願承認書
推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、中学校長から再出願願の提出があった場合、出願者に対し、再出願承認書（別記様式10）を交付すること。
 - イ 再出願通知書及び出願書類
推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、再出願先の高等学校長に対し、令和6年（2024年）2月29日（木）までに再出願通知書（別記様式11）、再出願願の写し及び出願者の出願書類（自己推薦書、健康診断書、農業自営予定者説明書及び漁業自営予定者説明書を除く。）を送付すること。
なお、推薦入学の出願を受け付けた高等学校長は、速やかに再出願先の高等学校長に対し、再出願の状況を電話等により連絡すること。
 - ウ 受検票
再出願先の高等学校長は、新たに受検票を作成し、令和6年（2024年）2月29日（木）までに出願者に交付すること。

推薦要項

【留意事項】

- 1 再出願の際の入学検定料の取扱いについては、「道立高等学校推薦入学者選抜に係る入学検定料の取扱いについて」（令和3年（2021年）11月25日付け教高第2150号教育長通知）（182ページ）を参照すること。
- 2 再出願に係る出願書類の取扱いは、一般要項の「8 出願変更」の留意事項に定める手続に準じること。

(5) 再出願後の出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

区 分	期 日	時 間	場 所
全 道（発表）	3月1日（金）	11：00	学力向上推進課ウェブページ

13 合 格 発 表

高等学校長は、令和6年（2024年）3月18日（月）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該高等学校のウェブページに掲載）するとともに、本人に通知すること。

【留意事項】

高等学校長は、合格者の発表後速やかに、中学校長に対し、当該中学校からの受検者のうち合格者についてその受検番号及び氏名を通知すること。

なお、郵送する場合には、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスとすること。

14 北海道教育委員会への報告

番号	報 告 事 項	報告月日	高校 → 教育局		教育局 → 学力向上推進課		報告内容等
			時間	方法	時間	方法	
1	英語の聞き取りテスト、英語による問答、実技及び作文の実施	11月8日（水）	この日まで	N. S.	11月16日（木）まで	N. S.	推薦要項の別記様式7
2	出願状況	1月25日（木）	10:00まで	電 話 又は N. S.	13:00まで	同上	一般要項の別記様式21
3	推薦入学面接等欠席・延期者の状況	2月13日（火）	16:00まで	同上	17:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
4	推薦入学合格内定者数	2月19日（月）	10:00まで	同上	12:00まで	同上	推薦要項の別記様式8
5	入学確約書を提出しなかった者の数	2月28日（水）	10:00まで	同上	13:00まで	同上	推薦要項の別記様式8

※ N. S. は、入学者選抜報告システムのことである。

15 そ の 他

- (1) この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。
- (2) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は出願しようとする高等学校長にその事情を説明し、当該高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (3) この要項により難しい場合は、学校教育局学力向上推進課長と協議すること。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における、推薦入学者選抜の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長へのお願書類の送付